

確定日：令和 7年10月30日

※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」が指定する分析検査項目です。

※2 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平12 総・厚3)に基づき測定が義務づけられています。

※3 検査試料採取日「令和 7年 7月 8日」、検査結果確定日「令和 7年 8月 1日」のものです。